

## 新型コロナウイルス感染症の最新情報(令和2年2月3日版)

- 1 令和2年1月31日18時時点における新型コロナウイルス感染症の情報
  - (1) 世界保健機関(WHO)の緊急委員会は、1月31日(日本時間)、中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生状況が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態(PHEIC: Public Health Emergency of International Concern)」に該当すると発表しました。
  - (2) 外務省は、1月31日、中国湖北省以外の地域についても、感染症危険レベルを「レベル2: 不要不急の渡航は止めてください。」に引き上げました。
  - (3) 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令については、令和2年2月1日から施行されました。
  
- 2 新型コロナウイルス感染症の対応について
  - (1) 文部科学省のホームページに新型コロナウイルス感染症に関する対応についての特設ページが開設されました。新型コロナウイルスについては、日々状況が変化していることから、最新情報の収集に御活用ください。
    - 文部科学省特設ページ  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/index.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html)
  - (2) 新型コロナウイルス感染症は、令和2年2月1日以降、学校保健安全法に定める第一種感染症とみなされることから、以下のとおりとなります。
    - ① 新型コロナウイルス感染症の流行地から2週間以内に帰国した児童生徒等があるときは、発熱や呼吸器症状の有無に関わらず、学校医の意見を聞いた上で、学校保健安全法に基づく出席停止の措置をとることがありますので、ご承知おきください。
    - ② 新型コロナウイルス感染症にかかっている疑いのある児童生徒等は出席停止になります。